

平成30年度定年退職者の再任用制度（概要）

1 再任用される期間

平成31年4月1日～32年3月31日（1年間）

※勤務成績が良好である場合は、1年ごとに平成35年度の末日まで更新することができます。

2 勤務時間

フルタイム勤務（週38時間45分）または短時間勤務（週23時間15分）の2種類となります。

希望される勤務時間については、今回の調査や学校における必要時間数を勘案しながら決定しますので、必ずしも希望どおりになるものではありません。

3 勤務時間の割り振り

フルタイム勤務の場合には、週38時間45分（月曜から金曜まで毎日7時間45分）の勤務をしていただきます。

短時間勤務の場合には、決まった時間数（週23時間15分）を校長が割り振ることとなります。

4 職務の内容

再任用される場合は、主幹教諭は教諭として、主任実習助手は実習助手、主任寄宿舎指導員は寄宿舎指導員として勤務していただくことを予定しています。

5 勤務地

勤務地の希望はお聞きしますが、必要見込数等との兼ね合いもあり、必ずしもご希望どおりとなるものではありません。

6 給与等の勤務条件

級別の給料月額（フルタイム勤務）は右表の通りです。ただし、給与改定によって変わる場合があります。

給与等の試算については、別添の事例を参考として下さい。

なお、再任用期間が終了する際には、退職手当の支給はありません。

高等学校教育職（H30.4.1現在）

職務の級	1級	2級
給料月額	233,600円	273,900円

7 服務等の人事管理関係

再任用職員（短時間勤務者も含む）は、地方公務員法上一般職の公務員であることから人事管理諸制度（服務、能率、分限、公平、災害補償等）は、退職前と同様の扱いとなります。

8 社会保険関係

(1) フルタイム勤務

定年退職前と同様に公立学校共済組合に加入することとなります。

(2) 短時間勤務

原則として、週23時間15分勤務の場合には、厚生年金保険法及び健康保険法の適用を受け加入することとなります。

9 その他

別紙に参考事例として給与と年金に関する試算をしています。

新再任用職員の勤務時間による諸条件比較表

	38時間45分	23時間15分
身分	地方公務員法上の一般職の公務員であり、服務については定年前と同様 (分限及び懲戒、営利企業等の従事制限、政治的行為の制限等)	
職務内容	正規職員と同様 (勤務時間に応じて校務分掌等も定年前と同様に担当することとなる)	
勤務形態	7時間45分×5日	原則 7時間45分×3日
年 収	約460万円	個人差有
給 与	約460万円	約270万円
年 金	63歳から支給開始(引き続き勤務の場合は減額される)	
年金制度	共済組合(厚生年金3号)	厚生年金1号
掛金年額	約40万円	約18万円
健康保険	共済組合(短期)	社会保険
掛金年額	約20万円	約13万円
雇用保険	あり(ただし、 <u>失業給付を受けると年金の大部分は停止される。</u>)	
年 休	正規職員と同じ	週当たりの勤務日数で按分
研 修	校長の承認を受けて研修することは可能である。	
健康診断	定年前と同様に実施する。	
そ の 他	60歳未満の被扶養配偶者がある場合 配偶者の保険料不要(国民年金の3号に該当)	

※ 年収等については、高等学校教育職2級をモデルに計算しています。

再任用短時間勤務職員の給与・年金について（参考事例）

平成30年3月31日に定年退職し、平成30年4月1日から1年間、県立高校教諭として週23時間15分、再任用教員として勤務した場合の平成30年度、1年間の給与の試算等

1 給与

区 分	計 算 式	支 給 額
① 給料月額	$273,900 \text{ 円} \times 23 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} / 38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}$	164,340 円（※①）
② 教職調整額	① \times 4%	6,573 円（※②）
③ 地域手当（1級地）	(①+②) \times 9.4%	16,065 円（※③）
④ 義務教育等教員特別手当	$3,800 \text{ 円} \times 23 \text{ 時間 } 15 \text{ 分} / 38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}$	2,280 円
⑤ 毎月支給される給与計		189,258 円
⑥ 年間計（ \times 12月）		2,271,096 円
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他、通勤手当等が支給されます。 ○ 扶養手当、住居手当、へき地手当、寒冷地手当、退職手当等は支給されません。 	
⑦ 期末・勤勉手当 （年間計）	(①+②+③) \times 役職加算 10% の 2.3 月分	473,050 円
⑧ 年間給与合計（⑥+⑦）		2,744,146 円

注 フルタイム（週38時間45分）の場合は上記額の5/3程度（約460万円）、が支給されることとなります。

2 年金支給開始年齢について

生年月日が昭和32年4月2日から昭和34年4月1日の方は63歳となります。

（参考：共済組合員の期間が約38年と仮定して計算した、63歳からの年金額）

年金の区分	年金額	摘 要
厚生年金相当部分	約145万円	
職域年金部分 年金払い退職給付	約25万円	平成27年9月で職域年金部分が廃止されたため、10月以降は年金払い退職給付が支給されます。
厚生年金合計	約170万円	

注1 年金額は、各自の平均標準報酬額と組合員期間（被保険者期間）により異なります。

注2 上記の年金額に加えて、老齢基礎年金が65歳に達する日の属する日の翌月（1日生まれの職員は当該誕生日）分より日本年金機構から支給されます（満額40年間納付で平成30年度779,300円）。

注3 63歳以降も引き続き年金制度に加入し勤務する場合は、標準報酬月額（直近1年間の標準賞与額の1/12を含む）と年金月額（職域年金部分、年金払い退職給付等を除く）の合計が28万円を超えると、支給額が減額されます。